

介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら 入所サービス 多床室料金表

令和元3年4月改定

◆多床室

単位:円(税込)

要介護度		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
施設サービス費 ※1日あたり	1割	893	972	1,041	1,100	1,159
	2割	1,786	1,944	2,081	2,200	2,318
	3割	2,679	2,916	3,121	3,300	3,477
居住費	1日	600				
食費	1日	1,700 (朝食 350 昼食 700 夕食 650)				
1日あたり 基本料金	1割	3,193	3,272	3,341	3,400	3,459
	2割	4,086	4,244	4,381	4,500	4,618
	3割	4,979	5,216	5,421	5,600	5,777
1ヶ月(30日) あたり料金	1割	95,790	98,160	100,230	102,000	103,770
	2割	122,580	127,320	131,430	135,000	138,540
	3割	149,370	156,480	162,630	168,000	173,310
限度額証第3段階	1割	57,390	59,760	61,830	63,600	65,370
限度額証第2段階	1割	49,590	51,960	54,030	55,800	57,570

※ 施設サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション、その他必要なサービスを提供します

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆その他(ご希望の方に提供します)

単位:円(税込)

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	231	6,930	タオル類(大判タオル・Jフェイスタオル・お手拭きタオル ハンドソープ・ボックスティッシュ)
日用品セット	128	3,840	歯ブラシ・歯磨き粉又は入れ歯洗浄剤・ニベアスキンク リーム
衣類セットA	493	14,790	パジャマ・日常着・靴下・Tシャツ・肌着・下着
衣類セットB	381	11,430	パジャマ・日常着・靴下
洗濯代	182	5,460	業者による洗濯の料金です。

※ 単品での提供も可能です。

※ 外部業者【柴橋商会】に委託しております。

理美容代(カット)	1,600		パーマ・カラー・単品メニュー等は、別料金で承ります。
-----------	-------	--	----------------------------

加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	1日	26	52	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日	24	47	71	介護職員の総数の80%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
初期加算	1日	32	64	96	入所後30日間に限り算定。
短期集中リハビリテーション実施加算	1日	257	513	769	入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1日	257	513	769	認知症であると医師が診断した入所者に対して入所後3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合算定。
栄養マネジメント強化加算	1日	12	24	36	各職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行う。栄養状態、嗜好等を踏まえた調整を実施し、情報を厚生労働省へ提出する。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月	64	128	192	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る状況等を厚生労働省に提出していること。
療養食加算	1食	7	13	20	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
安全対策体制加算(初回のみ)	1回	22	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
自立支援促進加算	1月	321	641	962	医学的評価に基づき入所者ごとに支援計画を見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し自立支援促進のために情報を活用していること。
褥瘡マネジメント加算	1月	11	22	32	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、定期的な評価を行い、計画的に管理した場合、3ヶ月に一度を限度として算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	1月	36	71	106	リハビリテーション実施計画書を作成し、継続的に管理する。内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの実施のために活用する。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (3.9%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位数×加算率 (2.1%)×地域単価 (10.68)×自己負担割合			介護職員等の処遇改善のために加算されます。 所定単位数:基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。